

（第1面）

## 産業廃棄物処理計画書

2024年 04月 09日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県榛原郡吉田町大幡1643-1

氏名 株式会社ヤマザキ 吉田大幡工場

山崎 寛治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0548 - 28 - 6211

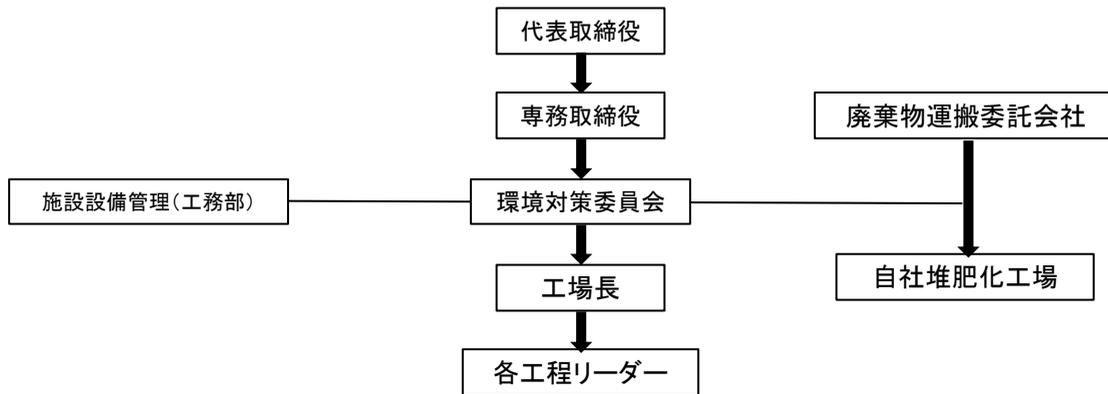
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ヤマザキ		
事業場の所在地	静岡県	榛原郡	吉田町大幡1643-1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	食料品製造業		
② 事業の規模	3,662百万円		
③ 従業員数	235名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	原料開梱段ボール・空き缶 有価売却 製造時動植物性残渣 委託業者引き取り最終処分肥料化 自社堆肥化处理 グリースピット油 委託業者引き取り 最終処分埋立 硬質廃プラ リサイクル業者 廃水処理槽 委託業者運搬 最終処分堆肥化自社処理		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	動・植物性残渣	2,350.760 t
	廃プラスチック類	17.156 t
	汚泥（泥状のもの）	11.000 t
	油でい	29.250 t
	（これまでに実施した取組） 動植物性残渣：仕入原料の廃棄を0にするため先入れ先出しの徹底加工工程のロスの削減 プラスチック：生産工程で使用するコンテナ等の劣化による廃棄 グリースピット油泥：排水処理に影響が出るため減らせない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	動・植物性残渣	2,300.000 t
	廃プラスチック類	17.000 t
	汚泥（泥状のもの）	11.000 t
	油でい	29.000 t
	（今後実施する予定の取組） 動植物性残渣：全量自社処理（堆肥化）により委託量を0にする。 プラスチック：劣化による定期的な交換が必要だが、取扱い不備による破損が無いように注意する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状	動植物性残渣、廃プラスチック、油泥、汚泥、乾電池、蛍光灯
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣、廃プラスチック、油泥、汚泥、乾電池、蛍光灯

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	動・植物性残渣	2,039.400 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組) 自社処理で堆肥化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	動・植物性残渣	2,000.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組) 自社処理で堆肥化(継続)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		

②計画	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		①(t)	②(t)	③(t)	④(t)	全処理委託量(t)
	動・植物性残渣	0.000	311.360	0.000	0.000	311.360
	廃プラスチック類	17.156	0.000	0.000	0.000	17.156
	汚泥（泥状のもの）	11.000	0.000	0.000	0.000	11.000

	油でい	0.000	29.250	0.000	0.000	29.250
	(これまでに実施した取組)					
	-					

		【目標】					
		産業廃棄物の種類					
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)	
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)		
		動・植物性残渣	0.000	300.000	0.000	0.000	300.000
		廃プラスチック類	17.000	0.000	0.000	0.000	17.000
		汚泥（泥状のもの）	11.000	0.000	0.000	0.000	11.000
		油でい	0.000	29.000	0.000	0.000	29.000
		(今後実施する予定の取組) -					
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。